

議案第 35 号

臨時代理の承認について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 24 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を教育長が臨時代理により処理したので、調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第 4 条第 2 項の規定により、提案するものです。

臨時代理の承認について

別紙のとおり臨時代理により処理したので報告し，承認を求める。

臨 時 代 理 に つ い て

調布市教育委員会の権限委任等に関する規則第4条第1項の規定により、調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のとおり臨時代理により処理する。

令和 3 年 8 月 3 0 日

調布市教育委員会

教育長 大和田 正 治

調布市教育委員会訓令第 6 号

課・室・所・館
市立学校

調布市教育委員会公印規程（昭和47年教育委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 8 月 3 0 日

調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

第2条中「及び」を、「，電子公印及び」に改める。

第14条を第20条に改め，第13条の次に次の6条を付する。

（電子公印の名称，書体，ひな型等）

第14条 電子公印の名称，書体，用途，電子公印使用管理者及び電子公印管守者は，別表第3に定めるところによるものとし，そのひな型は，別表第4に定めるところによる。

2 前項に規定する電子公印管守者は，電子公印を記録する電子計算機を管理する課長をもって充てる。

（調製等）

第15条 電子公印の新調，改刻又は廃止は，教育部長の承認の下に電子公印管守者が行うものとする。

（新調，改刻又は廃止の申請）

第 16 条 電子公印を新調しようとする当該電子公印を記録することとなる電子計算機を管理する課長又は電子公印を改刻し、若しくは廃止しようとする電子公印管守者は、申請書（第 5 号様式）により教育部長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子公印を新調しようとする課長が当該電子公印を記録することとなる電子計算機を管理する課長でないときは、協議のうえ、当該電子計算機を管理する課長が前項の申請を行うものとする。

3 電子公印管守者は、第 1 項の規定により電子公印を廃止するときは、電子計算機に記録された電子公印を完全に消去するとともに、教育部長に消去した旨の報告をしなければならない。

（管守）

第 17 条 電子公印管守者は、電子公印の改ざんその他不正使用等を防止するため、電子公印の管理等について必要な措置を講じなければならない。

（使用）

第 18 条 電子公印を使用して証明、通知等の事務（以下「電子公印事務」という。）を開始しようとする課長は、申請書（第 6 号様式）により教育部長（当該電子公印を使用しようとする課長が当該使用しようとする電子公印の電子公印管守者でないときは、当該使用しようとする電子公印の電子公印管守者の承諾を得て教育部長）に申請し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。

2 電子公印事務に従事する者は、電子公印使用簿（第 7 号様式）に必要な事項を記載しなければならない。ただし、電子公印使用簿に記載すべき内容が別の方法により把握できる場合で教育部長が特に認めたときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による電子公印の使用の承認を受けた課長（以下「電子公印使用管理者」という。）は、電子公印の使用に当たり、偽造又は不正使用が行われるおそれがあると認められるときは、当該偽造又は不正使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

4 電子公印は、電子公印管守者の指定する端末装置その他関連機器以外で使用してはならない。

5 電子公印使用管理者は、電子公印事務を取りやめようとするときは、電子公印事務廃止届（第8号様式）により教育部長（当該電子公印使用管理者が当該電子公印に係る電子公印管守者でないときは、当該電子公印管守者を經由して教育部長）に届け出なければならない。

（準用）


第19条 第6条，第8条，第9条第3項及び第13条の規定は、電子公印について準用する。この場合において、第6条第1項中「公印台帳（第2号様式）」とあるのは「電子公印台帳（第9号様式）」と、「印影簿（第2号様式の2）」とあるのは「印影簿（第10号様式）」と、同条第2項中「公印台帳」とあるのは「電子公印台帳」と、第8条中「公印管守者」とあるのは「電子公印管守者」と、「盗難，紛失，偽造又は変造」とあるのは「漏えい，改ざん，滅失，毀損その他の事故」と、第9条第3項及び第13条中「公印管守者」とあるのは「電子公印管守者」と読み替えるものとする。

別表第2（第3条関係）の次に次の2表を加える。

別表第3（第14条関係）

番号	名称	書体	用途	電子公印使用管理者	電子公印管守者
1	調布市教育委員会印	てん書	教育委員会名をもつてする文書（横書き）（電算処理による文書，諸証明等）	学務課長	学務課長

別表第4（第14条関係）

1					
					

第1号様式（第5条関係，第12条関係）及び第4号様式（第11条関係）中の「㊟」を削る。

第4号様式（第11条関係）の次に次の6様式を加える。

電子公印（新調・改刻・廃止）申請書

年 月 日

教育部長 宛

職・氏名

電子公印（新調・改刻・廃止）について申請します。

公 印 名		公印番号	
用 途			
新 調 予 定	年 月 日		
使用開始（廃止）予定	年 月 日		
新 調 ・ 改 刻 ・ 廃 止 の 理 由			
印影（寸法 mm）	備考		

第6号様式（第18条関係）

電子公印事務（開始・変更）申請書

年 月 日

教育部長 宛

職・氏名

電子公印事務について申請します。

公 印 名		公印番号	
事 務 名			
用 途			
使 用 開 始 (変 更) 予 定	年 月 日		
変 更 の 理 由			
印影（寸法 mm）	備考		
電 子 公 印 管 守 者 の 承 諾	年 月 日		
	課長		

※ 押印をする予定の書類の見本を添付すること。

第8号様式（第18条関係）

電子公印事務廃止届

年 月 日

教育部長 宛

職・氏名

電子公印事務の廃止について届出します。

公 印 名		公印番号	
事 務 名			
用 途			
廃 止 予 定	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
印影（寸法 mm）	備考		
電 子 公 印 管 守 者 の 確 認	年 月 日		
	課長		

第9号様式（第19条関係）

調布市電子公印台帳（表）

公 印 名			公 印 番 号	
使 用 開 始	年 月 日	年 月 日	規 則 第	号
使 用 廃 止	年 月 日	職制変更・その他（ ）		
消 去	年 月 日			
用 途			③	年 月 日 改 刻
電 子 公 印 管 守 者 (職・氏名)		年 月 日 から 年 月 日 まで	④ 年 月 日 改 刻	
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		
印 影	① 年 月 日 新 調	② 年 月 日 改 刻	⑤ 年 月 日 改 刻	
備 考				

(注) 印影簿（第10号様式）を添えておくこと。

(裏)

⑥ 年 月 日改刻	⑦ 年 月 日改刻	⑧ 年 月 日改刻
⑨ 年 月 日改刻	⑩ 年 月 日改刻	⑪ 年 月 日改刻
⑫ 年 月 日改刻	⑬ 年 月 日改刻	⑭ 年 月 日改刻
⑮ 年 月 日改刻	⑯ 年 月 日改刻	⑰ 年 月 日改刻

第10号様式（第19条関係）

印 影 簿

公 印 名		
公印番号（ ）	公印番号（ ）	公印番号（ ）
年4月 日現在	年4月 日現在	年4月 日現在
年4月 日現在	年4月 日現在	年4月 日現在
年4月 日現在	年4月 日現在	年4月 日現在
年4月 日現在	年4月 日現在	年4月 日現在

<注>電子公印台帳（第9号様式）に添えておくこと。

附 則

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

調布市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○調布市教育委員会公印規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年9月4日教育委員会規程第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年6月19日教委規程第9号 昭和50年5月13日教委規程第3号 昭和55年4月18日教委訓令第3号 昭和56年4月22日教委訓令第1号 昭和58年4月6日教委訓令第1号 昭和58年6月4日教委訓令第2号 昭和60年8月15日教委訓令第8号 昭和60年9月5日教委訓令第10号 昭和61年3月28日教委訓令第2号 平成元年3月27日教委訓令第7号 平成2年3月27日教委訓令第2号 平成3年8月12日教委訓令第4号 平成3年9月27日教委訓令第5号 平成3年12月27日教委訓令第6号 平成7年3月29日教委訓令第3号 平成10年3月30日教委訓令第1号 平成11年3月26日教委訓令第2号 平成13年2月23日教委訓令第1号 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成18年6月23日教委訓令第7号 平成18年7月28日教委訓令第8号 平成19年3月20日教委訓令第4号 平成20年4月25日教委訓令第5号</p>	<p>○調布市教育委員会公印規程</p> <p style="text-align: right;">昭和47年9月4日教育委員会規程第4号</p> <p>改正</p> <p>昭和49年6月19日教委規程第9号 昭和50年5月13日教委規程第3号 昭和55年4月18日教委訓令第3号 昭和56年4月22日教委訓令第1号 昭和58年4月6日教委訓令第1号 昭和58年6月4日教委訓令第2号 昭和60年8月15日教委訓令第8号 昭和60年9月5日教委訓令第10号 昭和61年3月28日教委訓令第2号 平成元年3月27日教委訓令第7号 平成2年3月27日教委訓令第2号 平成3年8月12日教委訓令第4号 平成3年9月27日教委訓令第5号 平成3年12月27日教委訓令第6号 平成7年3月29日教委訓令第3号 平成10年3月30日教委訓令第1号 平成11年3月26日教委訓令第2号 平成13年2月23日教委訓令第1号 平成13年3月27日教委訓令第2号 平成18年6月23日教委訓令第7号 平成18年7月28日教委訓令第8号 平成19年3月20日教委訓令第4号 平成20年4月25日教委訓令第5号</p>

改正後	改正前
<p>平成25年2月22日教委訓令第1号 平成27年9月25日教委訓令第9号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p>	<p>平成25年2月22日教委訓令第1号 平成27年9月25日教委訓令第9号 令和2年3月27日教委訓令第2号</p>
<p>調布市教育委員会公印規程</p>	<p>調布市教育委員会公印規程</p>
<p>第1条 略</p>	<p>第1条 略</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する委員会印、庁印、職印、<u>電子公印及び</u>割印公印の印章をいう。</p>	<p>第2条 この規程において「公印」とは、公文書に使用する委員会印、庁印、職印<u>及び</u>割印公印の印章をいう。</p>
<p>第3条～第5条 略</p>	<p>第3条～第5条 略</p>
<p>(公印台帳及び印影の保存)</p>	<p>(公印台帳及び印影の保存)</p>
<p>第6条 教育部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）及び調布市立学校長は、公印台帳（第2号様式）を備えて公印を登録し、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理するとともに、毎年4月1日（同日が週休日に当たるときは、同日後最初の週休日でない日）現在の公印の印影を印影簿（第2号様式の2）に保存しておかなければならない。</p>	<p>第6条 教育部教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）及び調布市立学校長は、公印台帳（第2号様式）を備えて公印を登録し、公印の新調、改刻又は廃止の都度必要な事項を記載し、整理するとともに、毎年4月1日（同日が週休日に当たるときは、同日後最初の週休日でない日）現在の公印の印影を印影簿（第2号様式の2）に保存しておかなければならない。</p>
<p>2 公印は、すべて公印台帳に登録した後でなければ使用することができない。</p>	<p>2 公印は、すべて公印台帳に登録した後でなければ使用することができない。</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>(公印事故届)</p>	<p>(公印事故届)</p>
<p>第8条 公印管守者は、公印の盗難、紛失、偽造又は変造があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、教育部長を経て調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。</p>	<p>第8条 公印管守者は、公印の盗難、紛失、偽造又は変造があったときは、直ちに必要な措置を講じ、かつ、教育部長を経て調布市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に届け出なければならない。</p>
<p>(公印の使用)</p>	<p>(公印の使用)</p>
<p>第9条 公印を押印しようとするときは、押印しようとする文書に決裁済みの文書を添えて、公印管守者又はあらかじめその指定を受けた者（以下「公印管守者等」という。）の審査を受け、承認を受けなければならない。ただし、機密に属する文書にあっては、この限りでない。</p>	<p>第9条 公印を押印しようとするときは、押印しようとする文書に決裁済みの文書を添えて、公印管守者又はあらかじめその指定を受けた者（以下「公印管守者等」という。）の審査を受け、承認を受けなければならない。ただし、機密に属する文書にあっては、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定により公印を使用する者は、公印使用簿（第3号様式、調布</p>	<p>2 前項の規定により公印を使用する者は、公印使用簿（第3号様式、調布</p>

改正後	改正前
<p>市立学校での使用にあつては、第3号様式の2。以下同じ。)に必要な事項を記載し、当該文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。ただし、割印公印については、公印使用簿への記載を必要としない。</p>	<p>市立学校での使用にあつては、第3号様式の2。以下同じ。)に必要な事項を記載し、当該文書に明瞭かつ正確に押印しなければならない。ただし、割印公印については、公印使用簿への記載を必要としない。</p>
<p>3 公印は、正規の勤務時間内において使用しなければならない。ただし、正規の勤務時間外に使用することについて、公印管守者が特にやむを得ないと認め、あらかじめ承認を与えた場合は、この限りでない。</p>	<p>3 公印は、正規の勤務時間内において使用しなければならない。ただし、正規の勤務時間外に使用することについて、公印管守者が特にやむを得ないと認め、あらかじめ承認を与えた場合は、この限りでない。</p>
<p>4 公印は、公印管守者の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。</p>	<p>4 公印は、公印管守者の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。</p>
<p>第10条～第12条 略 (公印の使用状況)</p>	<p>第10条～第12条 略 (公印の使用状況)</p>
<p>第13条 教育部長は、必要があると認めたときは、公印の管守及び使用状況等について公印管守者に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>第13条 教育部長は、必要があると認めたときは、公印の管守及び使用状況等について公印管守者に報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p>
<p><u>(電子公印の名称、書体、ひな型等)</u></p>	
<p><u>第14条 電子公印の名称、書体、用途、電子公印使用管理者及び電子公印管守者は、別表第3に定めるところによるものとし、そのひな型は、別表第4に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>2 前項に規定する電子公印管守者は、電子公印を記録する電子計算機を管理する課長をもって充てる。</u> <u>(調製等)</u></p>	
<p><u>第15条 電子公印の新調、改刻又は廃止は、教育部長の承認の下に電子公印管守者が行うものとする。</u> <u>(新調、改刻又は廃止の申請)</u></p>	
<p><u>第16条 電子公印を新調しようとする当該電子公印を記録することとなる電子計算機を管理する課長又は電子公印を改刻し、若しくは廃止しようとする電子公印管守者は、申請書(第5号様式)により教育部長に申請し、その承認を受けなければならない。</u></p>	
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、電子公印を新調しようとする課長が当該電子</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>公印を記録することとなる電子計算機を管理する課長でないときは、協議のうえ、当該電子計算機を管理する課長が前項の申請を行うものとする。</u></p> <p><u>3 電子公印管守者は、第1項の規定により電子公印を廃止するときは、電子計算機に記録された電子公印を完全に消去するとともに、教育部長に消去した旨の報告をしなければならない。</u></p> <p><u>(管守)</u></p> <p><u>第17条 電子公印管守者は、電子公印の改ざんその他不正使用等を防止するため、電子公印の管理等について必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(使用)</u></p> <p><u>第18条 電子公印を使用して証明、通知等の事務（以下「電子公印事務」という。）を開始しようとする課長は、申請書（第6号様式）により教育部長（当該電子公印を使用しようとする課長が当該使用しようとする電子公印の電子公印管守者でないときは、当該使用しようとする電子公印の電子公印管守者の承諾を得て教育部長）に申請し、その承認を受けなければならない。当該承認を受けた内容を変更しようとするときも、また同様とする。</u></p> <p><u>2 電子公印事務に従事する者は、電子公印使用簿（第7号様式）に必要な事項を記載しなければならない。ただし、電子公印使用簿に記載すべき内容が別の方法により把握できる場合で教育部長が特に認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による電子公印の使用の承認を受けた課長（以下「電子公印使用管理者」という。）は、電子公印の使用に当たり、偽造又は不正使用が行われるおそれがあると認められるときは、当該偽造又は不正使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 電子公印は、電子公印管守者の指定する端末装置その他関連機器以外で使用してはならない。</u></p> <p><u>5 電子公印使用管理者は、電子公印事務を取りやめようとするときは、電子公印事務廃止届（第8号様式）により教育部長（当該電子公印使用管理</u></p>	

改正後		改正前			
<p>者が当該電子公印に係る電子公印管守者でないときは、当該電子公印管守者を経由して教育部長）に届け出なければならない。</p> <p><u>（準用）</u></p> <p>第19条 第6条、第8条、第9条第3項及び第13条の規定は、電子公印について準用する。この場合において、第6条第1項中「公印台帳（第2号様式）」とあるのは「電子公印台帳（第9号様式）」と、「印影簿（第2号様式の2）」とあるのは「印影簿（第10号様式）」と、同条第2項中「公印台帳」とあるのは「電子公印台帳」と、第8条中「公印管守者」とあるのは「電子公印管守者」と、「盗難、紛失、偽造又は変造」とあるのは「漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故」と、第9条第3項及び第13条中「公印管守者」とあるのは「電子公印管守者」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（委任）</u></p> <p>第20条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p><u>附 則（令和3年8月30日教委訓令第6号）</u></p> <p><u>この訓令は、令和3年9月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 略</p> <p><u>別表第3（第14条関係）</u></p>		<p><u>（委任）</u></p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>別表第1～別表第2 略</p>			
番号	名称	書体	用途	電子公印使用 管理者	電子公印管守 者
1	調布市教育 委員会印	てん書	教育委員会名 をもってする 文書（横書き） （電算処理に よる文書、諸 証明等）	学務課長	学務課長

改正後	改正前												
<p data-bbox="120 268 443 304"><u>別表第4（第14条関係）</u></p> <div data-bbox="183 304 338 520" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p data-bbox="248 320 273 347"><u>1</u></p> <table border="1" data-bbox="183 352 338 520"> <tr><td>東</td><td>京</td><td>都</td></tr> <tr><td>調</td><td>布</td><td>市</td></tr> <tr><td>教</td><td>育</td><td>委</td></tr> <tr><td>員</td><td>会</td><td>印</td></tr> </table> </div> <p data-bbox="120 531 645 568"><u>第1号様式（第5条関係，第12条関係）</u></p> <p data-bbox="120 576 913 612">第2号様式（第6条関係）～第3号様式（第9条関係） 略</p> <p data-bbox="120 620 465 657"><u>第4号様式（第11条関係）</u></p> <p data-bbox="120 665 465 702"><u>第5号様式（第16条関係）</u></p> <p data-bbox="120 710 465 746"><u>第6号様式（第18条関係）</u></p> <p data-bbox="120 754 465 791"><u>第7号様式（第18条関係）</u></p> <p data-bbox="120 799 465 836"><u>第8号様式（第18条関係）</u></p> <p data-bbox="120 844 465 880"><u>第9号様式（第19条関係）</u></p> <p data-bbox="120 888 465 925"><u>第10号様式（第19条関係）</u></p>	東	京	都	調	布	市	教	育	委	員	会	印	<p data-bbox="1120 531 1644 568"><u>第1号様式（第5条関係，第12条関係）</u></p> <p data-bbox="1120 576 1912 612">第2号様式（第6条関係）～第3号様式（第9条関係） 略</p> <p data-bbox="1120 620 1464 657"><u>第4号様式（第11条関係）</u></p>
東	京	都											
調	布	市											
教	育	委											
員	会	印											